

川西市特定個人情報等の保護に関する基本方針

平成 28 年 1 月策定

1 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に関する考え方

川西市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報等取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 対象範囲

川西市特定個人情報等の保護に関する基本方針が対象とする実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会とする。

3 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する以下の法令等を遵守する。

- ・番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年川西市条例第 35 号）
- ・川西市個人情報保護条例（平成 6 年川西市条例第 16 号）
- ・川西市個人情報保護条例施行規則（平成 6 年川西市規則第 44 号）
- ・川西市情報セキュリティに関する規則（平成 16 年川西市規則第 17 号）
- ・川西市情報セキュリティ対策基準
- ・川西市電子計算機処理管理運営規則（平成 6 年川西市規則第 52 号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、利用、保存、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、保存及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は、適切な措置を講じた上で速やかに廃棄する。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき川西市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等取扱規程等を継続的に見直し、同規程等に基づき講ずる安全管理措置の改善に努める。